

伊賀市告示第 265 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 61 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

深山の里「やもち」

代表者の氏名 山地 恵裕

代表者の住所 伊賀市福川 100 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藪 竹富

新代表者の氏名 山地 恵裕

旧代表者の住所 伊賀市腰山 818 番地

新代表者の住所 伊賀市福川 100 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 10 月 8 日

4 変更の理由

代表者の辞任による変更

伊賀市告示第 266 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 撤去年月日

- ①令和 7 年 11 月 17 日
- ②令和 7 年 11 月 18 日
- ③令和 7 年 11 月 19 日
- ④令和 7 年 11 月 21 日

2 撤去場所及び台数

- ①伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場、茅町駅駐輪場 計 23 台
- ②茅町駅駐輪場、桑町駅駐輪場、青山町駅前自転車等駐車場 計 10 台
- ③茅町駅駐輪場 1 台
- ④伊賀上野駅駐輪場 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等が、調査札を取り付けた日から起算して 7 日を超えて、なお伊賀市自転車等駐車場に放置されているため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

- (1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの
- (2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市地域力創造部公共交通課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 267 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 撤去年月日

①令和 7 年 11 月 17 日

②令和 7 年 11 月 18 日

③令和 7 年 11 月 19 日

2 撤去場所及び台数

①佐那具駅、広小路駅 計 8 台

②四十九駅、市部駅 計 3 台

③佐那具駅、四十九駅 計 2 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市地域力創造部公共交通課 TEL : 0 5 9 5 - 2 2 - 9 6 6 3

伊賀市告示第 268 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 61 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

深山の里「やもち」

代表者の氏名 山地 恵裕

代表者の住所 伊賀市福川 100 番地

2 変更事項

規約に定める目的

- 旧目的
- 二 地域住民の親睦を図るための事業
 - 三 美化、清掃等区域内の環境整備に関する事
 - 四 共有財産の健全な維持管理に関する事業
 - 五 町政への連絡と協力及び参画に関する事業
 - 六 地域の将来計画の作成に関する事業
 - 七 その他本会の目的達成のための事業
- 新目的
- 二 矢持住民自治協議会への協力及び事業への参画
 - 三 取得した共有財産の健全な維持管理に関する事業
 - 四 その他本会の目的を達成するための事業
 - 五、六及び七は、削除

3 変更の年月日

令和 7 年 10 月 31 日

4 変更の理由

規約の一部改正による変更

伊賀市告示第 269 号

旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議設置要綱を次のように定める。

令和7年12月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議設置要綱

(設置)

第1条 旧上野ふれあいプラザの跡地利活用及び整備に関して広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例(平成19年伊賀市条例第31号)第2条の規定に基づき、旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議(以下「デザイン会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 デザイン会議は、旧上野ふれあいプラザの跡地の利活用、整備、運用等に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 デザイン会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門知識を有する者
- (3) 市民からの公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 デザイン会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、デザイン会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 デザイン会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 デザイン会議は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、デザイン会議が定める。

(庶務)

第9条 デザイン会議及び部会の庶務は、産業農林部中心市街地推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関し必要な事項は、委員長がデザイン会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年12月3日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 274 号

伊賀市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当支給要領」（「物価高対応子育て応援手当の支給について」(令和 7 年 12 月 16 日付け成環第 769 号こども家庭庁成育局長通知別紙) に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から伊賀市物価高対応子育て応援手当を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者等)

第 2 条 物価高対応子育て応援手当の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に該当する者とする。

- (1) 一般支給対象者 令和 7 年 9 月分の児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。)による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者及び令和 7 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日までに出生した児童に係る児童手当の受給者のうち、法第 17 条第 1 項に規定する公務員を除いたもの
- (2) 公務員支給対象者 一般支給対象者のうち、法第 17 条第 1 項に規定する公務員
- (3) 出生児童支給対象者 令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに出生した児童(以下「新生児」という。)の父母等(法第 4 条第 1 項に規定する父母等をいう。)、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親(以下「里親等」という。)又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。)の設置者
- (4) 離婚等支給対象者 一般支給対象者の配偶者であって、令和 7 年 9 月 30 日(以下「基準日」という。)の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までに離婚(離婚調停中その他こ

れらに準ずる者を含む。)により新たに児童手当の受給者となったもの。ただし、一般支給対象者から物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、物価高対応子育て応援手当に相当する額の金銭等を物価高対応子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、物価高対応子育て応援手当は、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前項に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して物価高対応子育て応援手当の支給が決定されている場合は、この限りでない。

<p>基準日後、支給決定前までの間に受給者等が死亡した場合（当該規定により物価高対応子育て応援手当を支給される者が、物価高対応子育て応援手当の支給決定前に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを市が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に第3項に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

- 3 物価高対応子育て応援手当に係る対象児童（物価高対応子育て応援手当の支給額の算

定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童
(物価高対応子育て応援手当の額)

第3条 支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の額は、当該支給対象者に係る対象児童1人につき20,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けたときは、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書(様式第1号)により物価高対応子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、一般支給対象者が令和8年1月30日までに前項の規定による届出を行わなかったときは、当該一般支給対象者について物価高対応子育て応援手当の支給を速やかに決定し、これを支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分から同年12月分までの児童手当の支給時に指定していた口座等を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により、一般支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の規定による支給の決定までに、一般支給対象者が物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書(様式第2号)により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出により指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の規定による支給の決定までに、一般支給対象者が物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書(様式第2号)により第1号の指定口座の解約等を届け出、市がその窓口で現金を交付することにより支給する方式
(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の申請受付開始日は、令和8年1月5日とする。

2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和8年3月31日とする。

(出生児童支給対象者に係る申請期限)

第7条 出生児童支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る申請の期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内とする。ただし、最終期限は、令和8年6月30日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限)

第8条 離婚等支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る申請の期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内とする。ただし、最終期限は、令和8年6月30日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）は、物価高対応子育て応援手当申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、公務員支給対象者等が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 公務員支給対象者等が申請書を郵送により市に提出し、市が公務員支給対象者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 公務員支給対象者等が申請書を市の窓口提出し、市が公務員支給対象者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 公務員支給対象者等が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市がその窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該公務員支給対象者等の本人確認を行う。

(代理による申請)

第10条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該公務員支給対象者

等の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請をした公務員支給対象者等に対し物価高対応子育て応援手当を支給する。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第12条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条から第8条までに規定する申請期限までに第9条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給の決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等により令和8年6月30日までにできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供して

はならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月19日から施行する。

伊賀市告示第 270 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 第 1 項の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 確認の辞退をする年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2 確認の辞退があった特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
社会福祉法人伊賀市社会事業協会	友生保育園	伊賀市上友生675番地	一時預かり事業

伊賀市告示第 271 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 36 条の規定による同法第 27 条第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 41 条の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 確認の辞退をする年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2 確認の辞退があった特定教育・保育施設等

設置者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
社会福祉法人伊賀市社会事業協会	友生保育園	伊賀市上友生675番地	保育施設

伊賀市告示第 272 号

伊賀市勤労者福祉事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市勤労者福祉事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、勤労者の健康と社会保障・労働福祉の向上を図ることを目的として交付する伊賀市勤労者福祉事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内の複数の労働組合等からなる団体であって、前条の趣旨に適合する事業を行っているとして市長が認めるものとする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する次に掲げる事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 勤労者の心身の健康維持や向上に寄与する事業
- (2) 勤労者の社会保障の向上に寄与する事業
- (3) 勤労者が安心して働くことができる環境の整備に寄与する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助対象事業として適当と認めるもの

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に当たると認められる経費
- (2) 団体の構成員等の飲食及びレクリエーションに係る経費（水分補給のための飲料費を除く。）

(3) 団体の構成員等に対する賞金及び景品に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不適当と認めるもの
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額又は予算に定める額のいずれか低い方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(産業農林部関係補助金等交付要綱の一部改正)

2 産業農林部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第14号）の一部を次のように改正する。

別表商工労働課の表を削る。

伊賀市告示第 273 号

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 12 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「取組み」を「取組」に改める。

第 3 条中「認めるものに」の次に「訓練給付金を」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇
児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支
援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第 3 条第 2 号中「教育訓練」を「教育訓練講座」に、「受ける」を「受講する」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「授業料」を「受講料」に改め、同項第 2 号中「できないもの」
の次に「(次号に掲げる者を除く。）」を加え、「授業料」を「受講料」に改め、同項第 3 号
中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を
加える。

(3) 前条第 3 号に掲げる講座を受講する支給対象者のうち、受講開始日現在において専
門実践教育訓練給付金の支給を受けることができないもの(当該講座の受講を修了し、
かつ、当該講座に係る資格を取得した者であって、当該講座の受講を修了した日の翌
日から起算して 1 年以内に就職等した（当該講座の受講を修了した時点で就職等して
いる場合を含む。）ものに限る。） 当該支給対象者が当該講座の受講のために支払っ
た費用（入学科及び受講料に限る。）の額に 100 分の 85 を乗じて得た額（その額が修
学年数に 60 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 60 万円を乗じて得た額
（この場合 240 万円を超えるときは、240 万円）とし、その額が 12,000 円を超えない

場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

第6条第2項中「教育訓練」を「教育訓練講座」に改める。

第7条ただし書中「公簿等」の次に「(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第8条第1項中「前条第1項」を「前条」に、「自立支援教育訓練給付金当該申請をした者が希望する対象講座指定通知書(様式第4号)」を「自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書(様式第2号)」に、「自立支援教育訓練給付金当該申請をした者が希望する対象講座指定却下通知書(様式第5号)」を「自立支援教育訓練給付金対象講座指定却下通知書(様式第3号)」に改め、同条第3項中「前条第1項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

第9条第1項中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第9条第2項第4号中「教育訓練修了証明書」の次に「又は教育訓練講座の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書(第10条第3項の規定により訓練給付金を支給する場合に限る。)」を加える。

第10条の見出しを「(支給の決定及び支給方法)」に改め、同条中「様式第7号」を「様式第5号」に、「自立支援教育訓練給付金支給却下決定通知書(様式第8号)」を「自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(様式第6号)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、第1項の規定により支給を決定したときは、速やかに当該申請をした者が指定する金融機関口座への振込みにより訓練給付金を支払うものとする。

3 市長は、第5条第1項第2号に掲げる者に対する訓練給付金の支給に限り、支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の13第4項に規定する支給単位期間をいう。)ごとの支給を決定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。)の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定するものとする。

第12条を削る。

第14条を第15条とする。

第13条中「第10条」を「第10条又は第12条」に、「又は」を「若しくは」に、「取消し」を「取り消し」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項中「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同項第3号中「教育訓練」を「教育訓練講座」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(給付金の追加支給申請)

第11条 第5条第1項第2号に掲げる額の訓練給付金の支給決定を受けた者であつて、訓練給付金の追加支給を受けようとするもの(以下「追加受給希望者」という。)は、対象教育訓練講座に係る資格を取得し、当該教育訓練講座の受講を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は、省略することができる。

(1) 追加受給希望者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し(原則として1箇月以内に交付されたもの)

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて認定する教育訓練修了証明書

(4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

(6) 当該教育訓練講座に係る資格の取得をしたことを証明する書類

3 追加支給の額は、第5条第1項第3号に掲げる額から当該追加受給希望者が支給決定を受けた訓練給付金の額を差し引いた額とする。

(追加支給の決定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請をした者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(追加支給用)(様式第8号)又は自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(追加支給用)(様式第9号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、速やかに当該申請をした者が指定する金融機関口座への振込みにより訓練給付金を支払うものとする。

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

【様式第6号】

【様式第7号】

【様式第8号】

【様式第9号】

【様式第10号】

附 則

この告示は、令和7年12月22日から施行する。

伊賀市告示第 275 号

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり伊賀市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項後段において準用する同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定を取り消す郵便局の名称
古山郵便局、阿波郵便局及び矢持郵便局
- 2 取消年月日
令和 8 年 1 月 1 日

伊賀市告示第 276 号

伊賀市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 12 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市経営開始資金交付要綱（令和 7 年伊賀市告示第 187 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「新規作目の導入、経営の多角化等」を「経営の多角化、新技術の導入等」に改め、同条第 6 号中「人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等を中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること」を削り、同条第 7 号イ中「国の実施要綱別記 3」を「雇用就農資金等実施要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2412 号農林水産事務次官依命通知）別記 1」に改め、同号ウ中「経営継承・発展等支援事業実施要綱」を「国の実施要綱別記 1 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱」に改め、同号エ中「経営発展支援事業」を「経営発展支援事業のうち通常枠」に改め、「（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）」及び「（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）」を削り、「初期投資促進事業」を「世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ」に改め、同条第 11 号中「令和 3 年」を「令和 4 年」に改め、同条第 12 号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

第3条第4項中「(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)」及び「(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)」を削る。

様式第1号中「又は人・農地プラン」を削り、「通帳」の次に「・帳簿」を加える。

様式第2号中「伊林」を「伊農」に改める。

様式第5号を次のように改める。

【様式第5号】

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年12月24日から施行し、改正後の伊賀市経営開始資金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による新要綱の規定は、令和7年4月1日以後に新要綱第4条第1項の規定により申請する青年等就農計画等に基づき実施する事業から適用し、令和7年3月31日以前に改正前の伊賀市経営開始資金交付要綱第4条第1項の規定により申請した青年等就農計画等に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 277 号

伊賀市自衛官等の募集に係る募集対象者情報の除外申出に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市自衛官等の募集に係る募集対象者情報の除外申出に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市自衛官等の募集に係る募集対象者情報の除外申出に関する要綱（令和 5 年伊賀市告示第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「住民基本台帳カード 在留カード」を「在留カード」に改める。

別表第 2 中「健康保険被保険者証」を「健康保険資格確認書」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 12 月 29 日から施行する。

伊賀市告示第 278 号

伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱（令和 5 年伊賀市告示第 66 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 雑則（第 18 条—第 21 条）」を

「第 5 章 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成金

（第 18 条—第 22 条） に

第 6 章 雑則（第 23 条—第 26 条） 」

改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成金

第 4 条第 1 項中「医療機関」を「生殖補助医療機関」に改め、同項ただし書中「食事代」の次に「、証明書料及び凍結保存」を加え、「及び証明書料」を削る。

第 6 条第 2 号中「領収書」を「領収書及び診療明細書」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 3 号中「戸籍謄本（」の次に「同一世帯に属さない法律婚の夫婦及び事実婚の夫婦のみ。」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 健康保険の資格がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面等）

第 9 条中「という。）」の次に「であって、当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている又は承認されている保健医療機関で実施されたもの」を加える。

第 16 条第 2 号中「領収書」を「領収書及び診療明細書」に改め、同条 3 号中「第 6 条第 3 号から第 5 号まで」を「第 6 条第 4 号及び第 5 号」に改める。

第 5 章中第 21 条を第 26 条とし、第 20 条を第 25 条とし、第 19 条を第 24 条とする。

第18条中「明細書」を「診療明細書」に改め、同条を第23条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成金
（着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成金の交付対象者）

第18条 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）（以下この章において「PGT-A」という。）を含む特定不妊治療費助成金の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の交付の対象となる不妊治療の期間の初日における妻の年齢が35歳以上43歳未満であること。
- (2) 公益社団法人日本産科婦人科学会が認める不妊症・不育症に関するPGT-Aの承認医療機関（次条において「承認医療機関」という。）において治療を受けたこと。
- (3) 2回以上の体外受精胚移植の不成功の既往を有する不妊症の夫婦又は2回以上の流死産の既往を有する不育症の夫婦であること。ただし、夫婦のいずれかに均衡型染色体転座等の染色体構造異常が確認されている場合は、2回以上の体外受精胚移植の不成功又は2回以上の流死産の既往を有することを要しない。
- (4) 第3条各号に掲げる要件（同条第2号中「第6条」とあるのは、「第21条」と読み替えるものとする。）を満たすこと。

（PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の交付の対象となる不妊治療）

第19条 PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の交付の対象となる不妊治療は、別表のAの項からFの項までのいずれかに該当するPGT-Aを含む特定不妊治療で、承認医療機関で実施されたものとする。

（PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の金額及び回数）

第20条 PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の額は、前条の規定によりPGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の交付の対象となる不妊治療に要した費用（食事代、入院費、文書料及び凍結保存に係る費用等を除く。）の額とし、1回の不妊治療につき30万円（別表のCの項又はFの項に該当する不妊治療については、17万5千円）を限度とする。

2 PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の交付回数は、1子あたり6回を限度とする。ただし、PGT-Aを含む特定不妊治療を実施しようとする時点において、PGT-Aを含む特定不妊治療、保険適用の治療及び保険適用終了後の特定不妊治療の回数の合計

数が1子あたり8回以上である場合は、当該助成金の交付の対象としない。

3 前項の回数は、三重県内他市町が助成した回数も通算する。

(PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の交付申請書の様式等)

第21条 PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、原則として、特定不妊治療が終了した日から起算して60日以内に伊賀市着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療費助成金交付申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療受診等証明書(様式第10号)
- (2) 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書及び診療明細書
- (3) 第6条第4号及び第5号に掲げる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金の交付決定等の通知書の様式)

第22条 PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金交付決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定によるPGT-Aを含む特定不妊治療費助成金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市PGT-Aを含む特定不妊治療費助成金不交付決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

別表中「(第14条、第15条関係)」を「(第14条、第15条、第19条、第20条関係)」に改める。

様式第1号中「領収書」を「領収書・診療明細書」に、「住民票、戸籍謄本」を「健康保険の資格がわかるもの(資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面等)」に改める。

様式第2号中「医療機関等証明欄(主治医が記入してください。)」を

「医療機関等証明欄(主治医が記入してください。)

以下について確認し、間違いがなければ、レ点を記入してください。」に改める。

当医療機関は、生殖補助医療にかかる保険医療機関です。」

様式第5号中

「 特定不妊治療について、保険適用の上限回数(リセット後の回数を含む。)を」

終了しました。 」

- 「□ 特定不妊治療について、保険適用の上限回数を終了しました。
□ 保険適用の上限回数及びPGT-Aを含む特定不妊治療に係る助成を受けた回数並 に、
びに三重県内他市町で助成を受けた回数を通算して8回以内です。 」

- 「1. 特定不妊治療受診等証明書（医療機関の証明）
2. 医療機関発行の領収書（原本） を
3. 世帯全員（夫婦が別世帯の場合はそれぞれ）の住民票及び戸籍謄本」

- 「 1. 保険適用終了後の特定不妊治療受診証明書（医療機関の証明）
2. 医療機関発行の領収書・診療明細書（原本） に改める。
以下は、該当者の方のみです。

3. 戸籍謄本（夫婦が別世帯の場合や事実婚の場合） 」

様式第6号を次のように改める。

【様式第6号】

様式第8号の次に次の4様式を加える。

【様式第9号】

【様式第10号】

【様式第11号】

【様式第12号】

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の伊賀市不妊治療費助成金等交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に治療を開始した特定不妊治療について適用する。
- 3 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 279 号

伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度運営委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度運営委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 名張市及び伊賀市（以下「両市」という。）は、伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度の制定に関する協定書（以下「協定書」という。）第 3 条の規定に基づき、両市、伊賀ふるさと農業協同組合及び三重県伊賀農林事務所（以下「構成団体」という。）の代表者で構成する伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 登録基準に関すること。
- (2) 新たな取組の調査及び研究に関すること。
- (3) 組織及び運営に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協定書第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、名張市産業部長、伊賀市産業農林部理事、伊賀ふるさと農業協同組合営農部長及び伊賀農林事務所農政室長の中から互選する。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項の遂行に当たり、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、構成団体から選任する職員で組織する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、名張市産業部農林資源室及び伊賀市産業農林部農林振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月26日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	役職名
名張市	産業部長
	産業部農林資源室長
伊賀市	産業農林部理事
	産業農林部農林振興課長
伊賀ふるさと農業協同組合	営農部長
	営農部営農企画課長
伊賀農林事務所	農政室長
	農政室農業振興課長
	伊賀地域農業改良普及センター普及課長

伊賀市告示第 280 号

伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度実施要領を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度の制定に関する協定に基づき、農業生産活動において環境負荷低減に取り組む農業者を伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」（以下「IGAGREEN」という。）に登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者及び登録基準)

第 2 条 登録対象者は、名張市又は伊賀市（以下「登録自治体」という。）に住所又は事業所を有し、次項に規定する農産物を生産する農業者とする。

2 登録自治体いずれかの圃場で、化学合成農薬及び化学肥料の使用を三重県の慣行栽培基準（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成 4 年 10 月 1 日 4 食流第 3889 号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知）に基づき三重県が定めた慣行レベルをいう。以下同じ。）より原則 30%以上節減し栽培された農産物のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「登録基準」という。）とする。ただし、三重県の慣行栽培基準が公表されていない農産物については、化学合成農薬及び化学肥料を使用せずに生産されたものに限る。

- (1) 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき有機 J A S 規格に適合した生産が行われていることを、登録認証機関（農林水産省の認証を受けた第三者機関をいう。）が審査し、認証した農産物
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付 3 農産第 3817 号農林水産事務次官依命通知）に規定する交付金の交付の対象となる圃場で生産された農産物
- (3) 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付農商

第16-14号)に基づき認定された農産物

(4) 伊賀ふるさと農業協同組合が定めた栽培基準を満たし、認定された農産物

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき生産された特別栽培農産物

(登録手続等)

第3条 登録対象者が「IGAGREEN」に登録しようとするときは、「IGAGREEN」登録申請書(様式第1号)及び「IGAGREEN」登録宣誓書(様式第2号)に関係書類を添えて住所又は事業所が所在する登録自治体の市長(以下「市長」という。)に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、申請内容について審査を行い、登録することが適当と認めるときは、当該登録に係る申請をした者に対し、登録証(様式第3号)を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、登録することが適当でないとき、当該登録に係る申請をした者に対し、伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」の登録の可否について(様式第4号)により通知するものとする。

4 第2項の規定により登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録に係る申請の内容に変更があったときは、変更した登録申請書(様式第1号)により速やかに市長に申請しなければならない。

5 登録者は、登録基準の農産物の生産を中止するなど登録対象者に適合しなくなったとき又は登録を取り下げようとするときは、速やかに取下書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

6 第2項の規定により登録された内容は、伊賀広域農産物ブランド「IGAGREEN」登録制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)の構成団体の各ホームページのほか、広報媒体において公表することができる。

7 登録自治体は、登録者が「IGAGREEN」の趣旨に著しく反する行為があったとき、その他特に必要と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(「IGAGREEN」サポーター)

第4条 登録自治体は、「IGAGREEN」の趣旨に賛同する協賛事業者を「IGAGREEN」サポーター(以下「サポーター」という。)として登録することができる。

2 サポーターの登録を希望する事業者は、「IGAGREEN」サポーター登録申込書

(様式第6号)により市長に申し込むものとする。

- 3 サポーターとして登録された内容は、登録自治体のホームページほか、広報媒体において公表することができる。
- 4 登録自治体は、サポーターが「IGAGREEN」の趣旨に著しく反する行為があったとき、その他特に必要と認めるときは、登録を取り消すことができる。

(ロゴマークの使用基準)

第5条 登録者は、農産物の出荷及び販売にあたり、「IGAGREEN」登録ロゴ(以下「ロゴマーク」という。)を使用することができる。また、運営委員会及びサポーター(以下「サポーター等」という。)は、農産物の普及を目的としてロゴマークを使用することができる。

- 2 ロゴマークを使用できる農産物は、登録者が生産した農産物のうち登録基準を満たすものに限る。
- 3 登録自治体は、ロゴマークを電子データで登録者及びサポーター等に提供するものとする。
- 4 登録者及びサポーター等は、ロゴマークを拡大又は縮小して使用するときは、縦横比を変更してはならない。
- 5 登録者及びサポーター等は、ロゴマークの配色を変更してはならない。
- 6 登録者及びサポーター等は、ロゴマークを他者へ譲渡してはならない。
- 7 登録自治体は、登録者及びサポーターのロゴマークの使用が不適切であると判断したときは、登録者又はサポーターの登録を取り消すことができる。
- 8 登録者及びサポーター等は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生したときは、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

(事務局)

第6条 登録及びロゴマークの使用に関する事務局は、名張市産業部農林資源室及び伊賀市産業農林部農林振興課に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、「IGAGREEN」の運用に関することは、別に定める運営委員会において協議するものとする。

附 則

この告示は、令和7年12月26日から施行する。